平成31年度入学者選抜Ⅰ期選抜募集要項

福 島 県 立 川 口 高 等 学 校
大沼郡金山町大字川口字蛇沢2434－2
電 話 番 号　（0241）54－2154
郵 便 番 号　９６８ － ００１１

１　募集定員

本校全日制の課程普通科募集定員40名の30%程度とする。

２　志願してほしい生徒

本校は小規模校としての特性を活かし、習熟度別授業を行うなど生徒一人ひとりの能力・特性を踏まえた「個に応じた教育」に取り組み、多様な進路希望に対応している。
また、奥会津の類い希な美しい自然の中で地域と連携し、様々な体験的な活動に取り組んでいる。
以上の教育活動をとおして、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた生徒の育成をするために、次のような生徒を求める。

①　大学等への進学や学力向上の目標を持ち、学習活動に積極的に取り組もうとする者
②　部活動に主体的に取り組もうとする者
③　社会福祉系への進学・就職を希望しており、福祉について意欲的に学ぼうとする者

３　出願資格

次のいずれかの項目に該当し、かつ上記２に示した明白で適切な志願の動機・理由がある者。

（１）　中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは平成31年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
　ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。

（２）　中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

①　外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
②　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
③　文部科学大臣の指定した者
④　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
⑤　高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

４　通学区域

平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（福島県教育委員会）の福島県立高等学校の通学区域に関する規則(72ページから75ページ)を参照すること。

５　併願の取扱い

出願は、一つの高等学校の1学科に限るものとし、併願は認めない。

６　出願期間

平成31年1月17日（木）から1月22日（火）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形3号、392円切手を貼付する）を同封の上、平成31年1月22日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

７　出願方法及び出願に必要な書類

（１）　中学校卒業者及び卒業見込の者は、以下の書類を、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出

願する。その際、中学校長は志願者名簿を添付する。

① 入学願書
入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

② 平成31年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することがある。

③ Ⅰ期選抜志願理由書

④ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）

（２） 上記（１）以外の者は、以下の書類を直接、本校校長に出願する。

① 入学願書（上記①に同じ）

② Ⅰ期選抜志願理由書（上記③に同じ）

③ 健康診断書（平成31年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、上記３の（２）の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することがある。

④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

⑤ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの）

⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）

８ 自己申告書の提出

中学校において不登校又は保健室等登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数又は保健室等登校による日数が1年間で30日以上の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。提出及び受領は次の方法により行う。

（１） 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

（２） 自己申告書の提出があった場合、本校校長は自己申告書受領書を交付する。

（３） 提出期間は、平成31年1月17日(木）から1月22日(火）までとする。
郵送の場合には、1月22日(火）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

９ 学区外からの入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱い

（１） 学区外からの出願
本校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、学区外から本校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱う。

（２） 出願方法

① 県内からの出願の場合
上記７に示した出願書類に加え、次の書類を提出する。
○ 身元引受人の「住民票の写し」

② 県外からの出願の場合
上記７に示した出願書類に加え、次の書類を提出する。
○ 身元引受人の「住民票の写し」
○ 「他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類」
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

（３） その他
上記（１）（２）により本校へ入学する者については、本校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に住所を異動し「住民票の写し」を本校に提出する。

１０ 東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱い

平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（福島県教育委員会）の82ページを参照すること。

１１　避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱い

平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（福島県教育委員会）の84ページを参照すること。

１２　願書受付

（１）　受験票の交付

出願書類を受け付けたときは、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

（２）　受付の取消し

本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

１３　出願の取消し

（１）　中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

（２）　上記（１）以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

（３）　出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

１４　選抜方法・選抜資料

本校校長は、中学校長から提出された志願理由書、調査書の審査結果及び面接の結果を資料として、さらに作文の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格内定者を決定する。

障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、差等をつける資料としない。

志願者から自己申告書の提出があった場合には、本校校長は、選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

志願理由書	調査書	面接	作文
本校への志願動機、高校生活の目標及び、将来への抱負などを本人が記入する。	「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計190点満点とする。	個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、数学、英語）を含む。 面接については、段階評価する。	あるテーマについて、600字以内で自分の考えを述べる作文とする。 作文については、段階評価する。

１５　面接・作文の日時及び会場

（１）　日時　　平成31年1月31日（木）
（２）　受付時間　　午前8時25分～午前8時35分
（３）　会場　　福島県立川口高等学校
（４）　作文・面接　　作文　　：午前9時～午前9時50分
　　個人面接：午前10時～
（５）　持ち物　　Ⅰ期選抜受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム
（６）　持込禁止　　・計算機能や言語表現機能を有するもの
　　・携帯電話等の通信機器

１６　選抜結果の通知及び入学の確約

（１）　中学校卒業者及び卒業見込の者

①　本校校長は、平成31年2月5日（火）正午以降に、選抜結果を当該中学校長にⅠ期選抜結果の通知書により通知する。

合格内定者には、Ⅰ期選抜合格内定通知書を当該中学校長を通して交付する。

②　合格内定の通知を受けた者は、入学確約書を当該中学校長を通して平成31年2月7日（木）から2月12日（火）正午までに本校校長に提出する。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

（２）　上記（１）以外の者

①　本校校長は、合格内定者に対して、平成31年2月5日（火）正午以降に、Ⅰ期選抜合格内定通知書を交付する。

②　合格内定の通知を受けた者は、入学確約書を平成31年2月7日（木）から2月12日（火）正午までに本校校長に提出する。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

１７　合格者発表

（１）　入学確約書の提出があった者については、平成31年3月14日（木）正午以降に、合格者として本校で発表する。（Ⅱ期選抜の合格者発表と同時に行う。）

（２）　本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

（３）　本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

１８　その他

（１）　Ⅰ期選抜で不合格になった者についての取扱い

Ⅰ期選抜で不合格となった者が、Ⅱ期選抜又はⅢ期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。

（２）　入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

（３）　学校寮「寄宿舎」、町寮「若桐寮」への入寮を希望する者は「入寮者要項」を確認の上、出願時に「仮入寮願」を併せて提出すること。

以上